

## 地域力向上促進事業 助成金 申請受付中

問 政策推進課

☎(83)1222

住民の自主性・主体性に  
基づき地域の魅力や、にぎ  
わいを向上させる事業に対  
して、「地域力向上促進事  
業助成金」の申請を受け付  
けています。お問い合わせ  
の上、ぜひ活用ください。

補 事業費の2分の1

(上限5万円)

※1年度につき、2万円  
以上の事業費が対象



## 松田町未来トッピング ナー育成応援事業助成

問 教育課 ☎(83)7021

文化、芸術やスポーツに  
おいて活躍する青少年の保  
護者に対し、費用の一部を  
助成します。

対 町出身の中学生、高校生  
で県規模の選考会などを

経て、県以上の区域を代  
表して上位大会に出場す  
る方の保護者



## 制度

75歳以上の高齢者・  
妊産婦の方へタクシー  
初乗り運賃の助成

問 福祉課 ☎(83)1226

FAX(44)4685

E-mail: fukusi@town.

matsuda.kanagawa.jp

町が指定したタクシー会  
社のタクシーに乗車した際、  
初乗り運賃を助成します。

対 町内在住で次のいずれか  
に該当する方

- ① 75歳以上の方
- ② 妊娠中で、母子健康手  
帳をお持ちの方
- ③ 出産後1年以内の方

【受付期間】 12月28日まで  
(予定)

【利用可能期間】 4月1日  
から3月31日まで

【申請方法】 申請書に必要  
事項を記入の上、必要書  
類を添付し提出(窓口、  
電子メール、FAXで受  
付可能)

【必要書類】 健康保険証や  
母子手帳など、  
要件を確認でき  
る書類



障がいのある方へ  
「福祉タクシー券」およ  
び「自動車燃料費助成」

問 福祉課 ☎(83)1226

対象となる方は福祉課窓  
口で申請してください。

○福祉タクシー券

重度の障害児者の方がタ  
クシーを利用する際、初乗  
り運賃分を助成します。

補 年間24枚(2枚×12カ月)

※じん臓機能障害で人工  
透析を受けている方  
は、年間48枚(4枚×

12カ月)

対 町内在住(施設入所の方  
や自動車燃料費の助成受  
給者は除く)で次のいず  
れかに該当する方

① 身体障害者手帳を所持  
し、下肢・体幹・視  
覚・内部に係る障害の  
程度が1・2級の方

② 療育手帳Aを所持して  
いる方

③ 精神保健福祉手帳1級  
を所持している方

○自動車燃料費助成

在宅重度身体障害者の方  
が自ら運転する場合に、燃  
料費の一部を助成します。

補 月上限1500円

※じん臓機能障害で人工  
透析を受けている方は  
透析を受けている方は  
月上限2000円

対 町内在住で、本人または  
同居家族が所有する自家  
用車を自ら運転する方

で、身体障害者手帳を所  
持し、下肢・体幹・視覚・  
内部に係る障害の程度が  
1・2級の方

※福祉タクシー券の助成  
受給者は利用できません

国民年金保険料の学生  
納付特例制度・産前産  
後期間の免除制度

問 町民課 ☎(83)1225

●国民年金保険料の学生納  
付特例制度  
20歳以上の学生の方で、  
前年所得が一定以下の場  
合、学生納付猶予特例を申  
請することができ、申請が  
承認されると当該期間の保  
険料の納付が猶予されます。

持 学生証のコピーまたは在  
学証明書、年金手帳

●国民年金保険料の産前産  
後期間の免除制度  
20歳以上60歳未満の自営  
業者、農業者、無職の方な  
どが出産した場合、産前産  
後期間の保険料の免除申請  
を行うことができます。

「保険料が免除された期  
間」も保険料を納付したも  
のとして将来の年金受給額  
に反映されます。

持 「出産前の申請」

・母子健康手帳と年金手帳  
「出産後の申請」  
・原則年金手帳のみ